

香取市木材利用促進方針

(目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、千葉県が定めた千葉県内の建築物等における木材利用促進方針（平成23年3月31日付け森第2205号策定、令和5年3月31日付け森第3018号一部改正）に即して、法第12条第2項各号に掲げる必要な事項を定め、香取市内の建築物等における木造化・木質化等を推進することにより、香取市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに寄与し、循環型社会の構築、地球温暖化の防止、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表1に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは、新築、増築、改築及び大規模改修をいう。
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する道路、林道、公園、河川等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、桁、壁、小屋組み等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁など主要構造部以外に木材を利用することをいう。
- (6) 「地域産材」とは、千葉県内の森林から産出された木材を中心とし、原則として「ちばの木認証制度」等により合法性等が証明された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における木材の利用に努めるものとする。また、森林資源の有効活用のため、木質バイオマスエネルギーの利用に努めるもの

とする。

なお、木材の利用に当たっては、直交集成板（CLT）、単板積層材（LVL）、木質耐火部材等、新たな木質部材としての活用についても検討するものとする。

（市有施設における木材の利用目標）

第4 市有施設の建築に当たっては、別表1に該当する公共建築物のうち、次の各号に掲げるものを除く低層の公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。

なお、これ以外の施設であっても、木造化に努めるものとする。

（1）建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。

（2）施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

（3）前各号に掲げるもののほか、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修に当たっては、木造、非木造に関わらず、別表2に掲げる部分について、極力木質化を進めるものとする。

3 木造化及び木質化の実施に当たっては、可能な限り地域産材を使用するものとする。

（市施工土木工事の木材利用）

第5 市施工土木工事においては、間伐材を含めた木材及び木材を用いた製品の使用に努めるものとする。また、可能な限り地域産材を利用するものとする。

（市有施設の備品及び消耗品）

第6 市有施設において、使用される机、椅子等の備品及び、文具類等の消耗品には、木材を用いた製品の使用に努めるものとする。

（市有施設の暖房器具等）

第7 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(PR及び普及)

第8 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について、市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

2 市有施設の管理者は、多くの香取市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努めるものとする。

(建築物木材利用促進協定の周知及び活用)

第9 市は、法第15条に規定する建築物木材利用促進協定制度について、周知に努めるものとする。また、協定締結の申出があった場合、応否の判断を行うとともに、協定締結後は協定に基づく取組を支援することにより、木材利用の促進に努めるものとする。

(供給体制の整備)

第10 市は、合法伐採木材及び品質が確保された地域産材を安定的に供給できる体制の整備に努めるものとする。

(市内部の体制整備)

第11 市は、部局横断的な連絡調整の場を設け、木材の需給に関する情報の収集・提供のほか、取組状況の把握や課題分析を行う等、市有施設を含めた建築物における木材利用を進めるための体制整備に努めるものとする。

(コスト縮減への留意)

第12 この方針の運用にあたっては、コスト縮減に取り組む必要性に十分留意します。

附 則

この方針は、平成24年11月28日から適用します。

この方針は、令和6年10月11日から適用します。

別表 1 (木造化・木質化する市有施設)

種類	具体的事例
教育施設	小学校、中学校等
福祉・厚生施設	児童福祉施設、保育所等
運動施設	体育館等
社会教育施設	図書館、公民館等
公営住宅	市営住宅
庁舎	庁舎等
その他	歴史的景観形成に寄与するもの等

別表 2 (公共建築物において内装等の木質化を促進する部分)

種類	内装等の木質化を促進する部分	
	共通部分	施設ごとの部分
教育施設	エントランスホール ロビー 廊下 会議室又は研修室 食堂	教室、職員室、保健室、図書室、体育館等
福祉・厚生施設		保育室、遊戯室等
運動施設		体育館等
社会教育施設		図書室等
公営住宅		居室等
庁舎		事務室、応接室等
その他		観光案内所等、目に触れる機会が多い部分